

弘前市スタートアップ 創出支援事業費補助金

市では、スタートアップが行う革新的な技術や
ビジネスモデルに基づいた地域経済の成長等を
生み出す事業に係る経費の一部を支援します。

対象者

- ① スタートアップであること ※詳細は要綱をご確認ください
- ② 創業から5年未満であること又は令和7年度における創業を予定していること
- ③ 市内に本社若しくは主たる事業所を開設していること又は開設しようとしていること
- ④ 令和5年度及び令和6年度において納付すべき市民税等を滞納していないこと
- ⑤ 令和7年度弘前市地域牽引健康医療関連産業創出育成事業費補助金又は
令和7年度弘前市新規創業者DX促進支援事業費補助金の交付申請をしていないこと

対象経費

謝 金	専門家謝金
旅 費	専門家旅費、役員旅費及び従業員旅費(マーケティング調査、販路開拓、設備導入及び試作開発に係る技術習得を目的とするものに限る。)
その他事業費	調査・マーケティング費、機械器具費、設備導入費、原材料費(商品の試作に係るものに限る。)、消耗品費、委託費、外注費、産業財産取得費(特許権、実用新案権、意匠権又は商標権)、販路開拓に資する認証取得に要する経費、大学・研究機関等との共同研究費、人材育成費、イベント開催・出展費及び広告宣伝費(インターネット広告、ウェブサイト構築・拡充等を含む。)

補助金額

- ① 補助対象経費の3分の2
 - ② 上限額100万円
- いずれか少ない額以内の額

お問合せ

弘前市 商工部 産業育成課

TEL:0172-32-8106

mail:sangyo@city.hirosaki.lg.jp

詳しい申請方法等については
HPをご確認ください。

